第三十五規則　船楼の有効長さ

(1)　(2)に規定する場合を除くほか、標準の高さの閉囲船楼の有効長さ（E）は、その閉囲船楼の長さとする。

(2)　標準の高さの閉囲船楼で、その側壁が第三規則⑽の規定により認められるところに従って船側より内側にあるものについては、有効長さは、$\frac{b}{Bs}$の割合で修正した長さとする。

この場合において、

bは、船楼の長さの中央における船楼の幅とする。

Bsは、船楼の長さの中央における船舶の幅とする。

船楼がその長さの一部分において船側より内側の側壁を有する場合には、この修正は、その部分についてのみ適用するものとする。

(3)　閉囲船楼の高さが標準の高さより小さい場合には、有効長さは、実際の高さの標準の高さに対する割合で修正した長さとする。高さが標準の高さを超える場合には、船楼の有効長さを増さないものとする。（第三十四―一図及び第三十四―二図参照）

傾斜した端隔壁を有する船楼の傾斜がない部分の高さが標準の高さより小さい場合には、その有効長さEは、第三十四―一図から得られる長さSを実際の高さの標準の高さに対する割合で修正した長さとする。

超過した舷弧高を有するが船舶の中央において〇・二Lの範囲内に船楼を有しない船舶に標準の高さより低い高さの船尾楼又は船首楼が備えられる場合には、実際の舷弧形状と標準の舷弧形状との差だけ実際の高さを増加させることによる超過分を船尾楼又は船首楼の高さに対して認めることができる。第三十八規則⑯に基づく超過した舷弧高に対する控除は、認められないものとする。

(4)　低船尾楼の有効長さは、その前端隔壁に開口がないときは、〇・六Lを最大限としてその全長とする。前端隔壁に開口があるときは、低船尾楼は、標準の高さより低い船尾楼として取り扱うものとする。

低船尾楼の〇・六Lを最大限とする有効長さは、船尾楼が当該低船尾楼に接続して取り付けられている場合であっても、船尾垂線から測るものとする。

(5)　閉囲されない船楼は、有効長さを有しないものとする。

第三十六規則　トランク

(1)　トランク又は両船側に達しない類似の構造物は、次のことを条件として、効果的なものとみなす。

(a)　トランクが少なくとも船楼と同等に堅固であること。

(b)　ハッチがトランク甲板のみにあり、かつ、そのハッチ・コーミング及びハッチ・カバーが第十三規則から第十六規則までの要件に適合し、また、トランク甲板のデッキ・ストリンガーの幅が満足すべき歩路を形成し、かつ、側部に十分な剛性を与えるものであること。もっとも、水密ぶたを有する小さい出入口をフリーボード甲板に設けることは、認められる。

(c)　ガード・レールを備えた縦通する常設作業場が、トランク甲板上又は効果的な常設歩路により船楼に連結された分立トランク上に設けられていること。

(d)　通風筒がトランク、水密の防護物その他これらと同等の装置によって保護されていること。

(e)　トランクの両側のフリーボード甲板の暴露部に少なくともその長さの二分の一にわたって、オープン・レールが取り付けられ、又はこれに代えて、第二十四規則⑵の規定に従うことを条件として、ブルワークの全区域の三十三パーセントの面積の放水口をブルワークの低い位置に備えること。

(f)　機関区域ケーシングがトランク又は少なくとも標準の高さの船楼若しくは少なくとも船楼の標準の高さ及び船楼と同等の強さの甲板室によって保護されていること。

(g)　トランクの幅が少なくとも船舶の幅の六十パーセントであること。

(h)　船楼がない場合には、トランクの長さが少なくとも〇・六Lであること。

(2)　トランクの有効長さは、効果的なトランクの全長をその平均の幅のBに対する割合で修正したものとする。

(3)　トランクの標準の高さは、低船尾楼以外の船楼の標準の高さである。

(4)　トランクの高さが標準の高さより小さい場合には、その有効長さは、実際の高さの標準の高さに対する割合で修正するものとする。トランク甲板上のハッチ・コーミングの高さが第十四規則(1)の規定により要求されるものより小さい場合には、コーミングの実際の高さと要求される高さとの差に相当するものをトランクの実際の高さから減じなければならない。

(5)　トランクの高さが標準の高さより小さく、及びトランクのハッチ・コーミングが標準の高さより小さいか又は全く省略されている場合には、ハッチ・コーミングの十分でない高さのためにトランクの実際の高さから減ずる値は、六百メートルとコーミングの実際の高さとの差又はハッチ・コーミングが備えられていないときは六百メートルとする。標準の高さより低い小さいハッチのみが、標準のコーミングの高さの要件から免除されるトランク甲板に備えられている場合には、トランクの実際の高さから減ずる必要はない。

(6)　連続したハッチは、フリーボードの計算上トランクとして取り扱うことができる。ただし、この(6)の規定に全ての点において適合する場合に限る。(1)(b)に規定するトランク甲板のデッキ・ストリンガーは、次の場合に、トランクの側部隔壁の外側に取り付けることができる。

(a)　そのように造られたストリンガーが船舶の両側において少なくとも四百五十ミリメートルの幅の妨げのない通路を備える場合

(b)　ストリンガーが効果的に支持され、かつ、補強された堅固なプレートのものである場合

(c)　ストリンガーが実行可能な限りフリーボード甲板から高い位置にある場合。フリーボードの計算上、トランクの高さは、少なくとも六百ミリメートル又はトランクの頂部とストリンガーとの実際の差のうち大きい方の数値だけ減ずるものとする。

(d)　ハッチ・カバーを定着する装置にストリンガー又は通路から近づくことができる場合

(e)　トランクの幅がトランクの側部隔壁の間で測られることができる場合

(7)　船尾楼、船橋楼又は船首楼のような船楼について隣接するトランクがフリーボードの計算に含まれる場合には、開口は、トランク及び船楼に共通な隔壁の部分に配置してはならない。配管、ケーブル又はボルトで取り付けたふたを有するマンホールのような小さい開口については、緩和を行うことができる。

(8)　フリーボードの計算に含まれるトランクの両側には、開口を設けてはならない。非開閉型の舷窓及びボルトで止めたマンホールのふたは、認めることができる。

第三十七規則　船楼及びトランクに関する控除

(1)　船楼及びトランクの有効長さがLに等しい場合には、フリーボードの控除は、長さ二十四メートルの船舶にあっては三百五十ミリメートル、長さ八十五メートルの船舶にあっては八百六十ミリメートル、長さ百二十二メートル以上の船舶にあっては千七十ミリメートルとする。中間の長さに対応する控除は、一次補間法によって求めるものとする。

(2)　船楼及びトランクの有効長さの合計がLより小さい場合には、控除は、次のいずれかの表から得られる百分率とする。

表37.1

A型船舶及びB型船舶に関する控除の百分率

全ての型式の船楼に関する控除の百分率	船楼及びトランクの有効長さの合計									
	0	0.1L	0.2L	0.3L	0.4L	0.5L	0.6L	0.7L	0.8L	0.9L	1.0L
0	7	14	21	31	41	52	63	75.3	87.7	100	

(3)　中間の船楼及びトランクの長さに対応する百分率は、一次補間法によって求めるものとする。船首楼の有効長さが〇・〇七L未満のB型船舶については、控除は、認められない。